

令和5年度地方公共団体実行計画策定研修 実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づき、地方公共団体の温室効果ガス削減計画（地方公共団体実行計画）を策定することとされている。このうち、事業者・住民等も含めた区域全体の温室効果ガス削減計画である地方公共団体実行計画（区域施策編）は、小規模な団体を中心に、人員や専門的知見の不足等を理由として計画の策定率が低い傾向にある。一方で、2050年カーボンニュートラルや2030年度温室効果ガス削減目標の達成に向けては、全国の地方公共団体で地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定し計画的に脱炭素施策を推進していく必要がある。

このような背景を踏まえ、本研修では、市町村（指定都市及び中核市を除く）において地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画の策定・改定業務を担当している職員を対象に、地域脱炭素政策や地方公共団体実行計画の制度、計画策定のポイントについて解説等を行うとともに、先進自治体からの事例紹介を行う。併せて、地方公共団体実行計画策定に係るワークショップを、グループワーク形式で行うことなどを通じて、計画策定に必要な基本的な考え方や専門的知識・技術を習得させるとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互の啓発及びネットワークの形成を図ることを目的とする。

2. 期間及び会場

(1) 期間：令和5年11月27日（月）～令和5年12月1日（金）（5日間）

※期間中は全員合宿制となります。

(2) 場所：

① 講義等：環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3
TEL 04-2994-9766、FAX 04-2994-9306

② 現地見学：所沢市内及び周辺の再生可能エネルギー施設等

3. 教科内容 3～4頁のとおり

4. 研修予定人数 30名程度

5. 受講資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1). 市町村（指定都市及び中核市を除く）において、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画の策定・改訂に関する業務を担当している係長級程度の職員

(2). 基本的なPC操作（Word, Excel, PowerPoint等）が可能である者

(3). 研修受講に支障のない健康状態にある者

(4). 所属長の推薦を受けた者

6. 研修生の推薦の有無

所属長は、研修生を推薦する場合、別紙様式による被推薦者名簿を添えて、**令和5年10月16日（月）**までに必着するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。2名以上推薦する場合、被推薦者名簿に推薦希望の順位を示すこと。

なお、送付は電子での提出を基本とする。【提出先】：KYOMU_KA@env.go.jp

7. 被推薦者が定員を超えた際の調整方法

- ・ 同じ推薦機関で2名以上の希望があった場合、推薦希望順位に基づき調整する場合がある。
- ・ 被推薦者数を調整するに当たっては、過去の他研修受講実績などを考慮する場合がある。
- ・ 地方公共団体実行計画（区域施策編）の未策定団体を優先する場合がある。
- ・ 財政力指数の低い自治体を優先する場合がある。

8. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。なお、決定した研修生に対しては、研修までに地方公共団体実行計画（区域施策編）策定に必要な所属元の情報（産業・経済構造、地域課題、温室効果ガス排出量、再エネポテンシャル等）を収集する事前課題を課す予定。

9. 修了証書の交付

- ・ 受講の状態（修了または未修了）については、研修終了後所属長に通知する。なお、

所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した場合に修了とする。

・修了した場合、希望者に対して修了証書（電子データ）を交付する。

10. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

- (1). 往復に必要な旅費
- (2). 滞在費

11. 日程

別添2「日程表（令和5年度地方公共団体実行計画策定研修）」のとおり。

12. その他

- (1). 本研修ではPCを用いた演習を行います。PCは当所でご用意しますが、ご自身のPCを使用して研修参加を希望される方はご持参ください。なお、研修ではWord、Excel、PowerPoint等を使用しますので、持参される場合は事前にインストールをお願いします。別紙様式被推薦者名簿に、PC及びポケットWi-Fi持参の有無をご記入ください。
- (2). 「研修受講ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報）を環境調査研修所ホームページ（URL <http://www.neti.env.go.jp>）に掲載しておりますので御参照ください。

令和5年度地方公共団体実行計画策定研修 教科内容

【研修の柱】

1. **オリエンテーション**・・ 0時間30分
本研修趣旨、ワーク内容の説明を受けるとともに他研修生に対して自己紹介を行う。またグループワークの班員を把握する。

2. **個人ワーク**・・ 6時間10分
事前課題で収集した情報や講義を踏まえ、研修生個人にて温室効果ガス排出量の推計・要因分析等を行い、CO2削減目標、再生可能エネルギー導入目標策定等に必要な知識・技術を習得する。
また、研修全体を通して簡易的な地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する。

3. **グループワーク 1**・・ 5時間20分
事前課題、個人ワークで把握した研修生の自治体特徴と各講義受講を経て得た知識を踏まえて各自自治体の施策を検討し、簡易的に地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する。

グループワーク 2・・ 2時間30分
合意形成の手法について講義を受けた後、地域に再エネ導入の計画が持ち込まれたシチュエーションを想定して地域関係者（住民、自治体職員、事業者、環境保全団体、商工会議所等）役に分かれた協議会の開催、運営をロールプレイング形式で実施する。

※全体を通して研修生同士の交流を活発に行い、相互の啓発・交流の促進を図る。

【講義等】

個人ワーク、グループワークに必要な情報のインプット

●講義

1. **【基調講義】脱炭素政策に関する国内外の最新動向について**・・・・・・・・ 1時間0分
地球温暖化の現状と科学的知見、脱炭素の動き（世界・国内）、地域脱炭素の必要性・意義、地域脱炭素を支える様々な制度・仕組み等についての理解を深める。

2. **地方公共団体実行計画制度について**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0時間50分
地方公共団体実行計画制度の概要・構成と施行状況の説明、各種支援の講義を受け、実行計画策定の意義や手法、策定に必要なツール、補助制度等の理解を深める。

3. **第三者所有による太陽光発電設備導入について**・・・・・・・・・・・・・・・・ 0時間30分
太陽光発電設備に係る第三者所有モデルの概要説明、公共施設等への導入事例の紹介を受け、自らの自治体における太陽光発電設備導入の糸口を見つける。

4. **地域共生型再エネの導入について**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0時間45分
地域共生型再エネ導入の必要性や背景、国や自治体における対策の現状等の説明を受け、地域脱炭素化促進事業制度の理解を深める。

●外部講義

5. **実効性のある地方公共団体実行計画策定に向けて**・・・・・・・・・・・・・・・・ 1時間0分
自治体の実効性のある地方公共団体実行計画を策定するための留意点等についての講義を通じ、各々の自治体の計画策定に向けたヒントを得る。

6. **小規模自治体における区域施策編策定の取組紹介**・・・・・・・・・・・・・・・・ 0時間45分
実際に地方公共団体実行計画区域施策編を策定した小規模自治体から、策定の背景や流れ、具体的な施策・取組内容等の紹介を受け、計画策定の必要性や技術を学ぶ。

7. **地域新電力の取組紹介**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0時間45分
稼働済み地域新電力会社による自治体と連携した地域脱炭素の取組に係る講義を受け、地域新電力設立の効果や事業者との連携のためのヒントを得る。

8. **地方公共団体が地域脱炭素に取り組む意義と現状**・・・・・・・・・・・・・・・・ 1時間0分
地方公共団体が地域脱炭素に取り組む意義や必要性、留意点等とともに先進的に取り組む自治体の活動事例紹介を受け、計画策定のヒントを得る。

9. **再エネ促進区域の設定に向けたゾーニング・合意形成の取組について**・・・・ 1時間30分
過年度の計画づくり支援事業で補助を受けた自治体から、再エネ促進区域を設定す

る取組事例の紹介を受け、ゾーニングや合意形成に係る手法・留意点等を学び、自らの自治体に取り入れるヒントを得る。

10. 現地見学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5時間15分
地域脱炭素の取組事例の現場見学を行うことにより、地域脱炭素の具体的な取組の課題や意義等についてより理解を深める。

●その他

11. その他（開・閉講式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0時間35分

合計 28時間25分

（注）

- 教科内容は、都合により変更になることがあります。
- 開講式は10時00分から行います。9時30分までに入所して下さい。
- 閉講式は12時35分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。
- 帰路の航空機、列車等の都合により、講義や閉講式等を欠席することは認めません。